

## 第2章 みどりを取り巻く現況と課題

## 第2章 みどりを取り巻く現況と課題

### 1 青梅市の概況

#### (1) 都市特性

本市は、東京都の西北部、都心から40～60km圏に位置し、「秩父多摩甲斐国立公園」の玄関口にある豊かな自然環境に恵まれた都市です。

本市の総面積は、東京都の約5%を占める103.31km<sup>2</sup>で、その6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。この豊富な森林と多摩川は市民に憩いと潤いを与えるとともに首都圏における観光・レクリエーションの場としてにぎわっています。

市域西部には御岳山に代表される山地が分布し、それらの山地の樹林地を水源とする多摩川水系や荒川水系の河川が多く流れています。東部の扇状地には市街地が形成され、その南北には丘陵地が市街地を包み込むように分布しています。

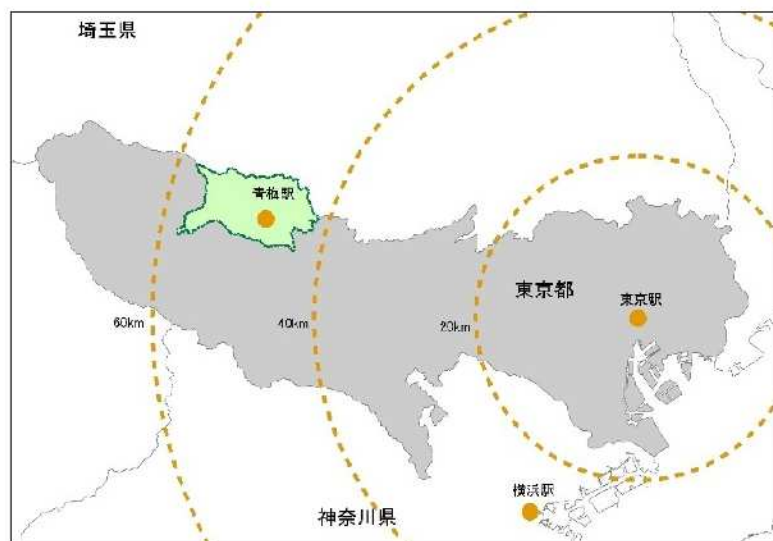


図 2-1 青梅市の位置

資料：国土数値情報

#### (2) 地形・地質

本市は、関東山地と武蔵野台地が接続するところに位置しています。西部の山地は、標高900m～1,000mの高地から東に向かい高度を下げて、標高300m付近で、丘陵地となっています。丘陵地は、市街地の北部に加治丘陵、南部に長淵丘陵が位置し、その間を扇状に台地が開けています。台地の中央を西から東へ流下する多摩川の両岸は、浸食が進み、その上に河岸段丘が形成されています。また、霞川、成木川および黒沢川周辺には低地が分布しています。

市域の海拔最高点は鍋割山の1,084m、最低点は北東に位置する成木川両郡橋下流の103.5mで、高低差約1,000mと起伏に富んでいます。地質は、山地の大部分が秩父古生層からなっており、丘陵地および台地においては、上部層をいわゆる関東ローム層がおおい、その下に砂れき層が広がっています。

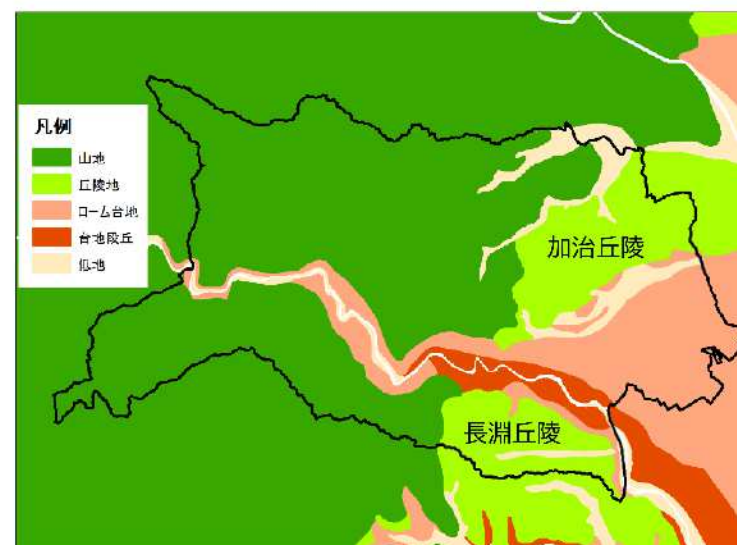


図 2-2 地形区分図

資料：国土数値情報

### (3) 水系

本市には、市域中央を流れる多摩川水系、北部を流れる霞川、成木川等の荒川水系の二つの水系があります。このうち一級河川は、多摩川水系では多摩川、大荷田川、鳶巣川の3本、荒川水系では霞川、成木川、黒沢川、直竹川、北小曾木川の5本の計8本と、多くの河川があります。

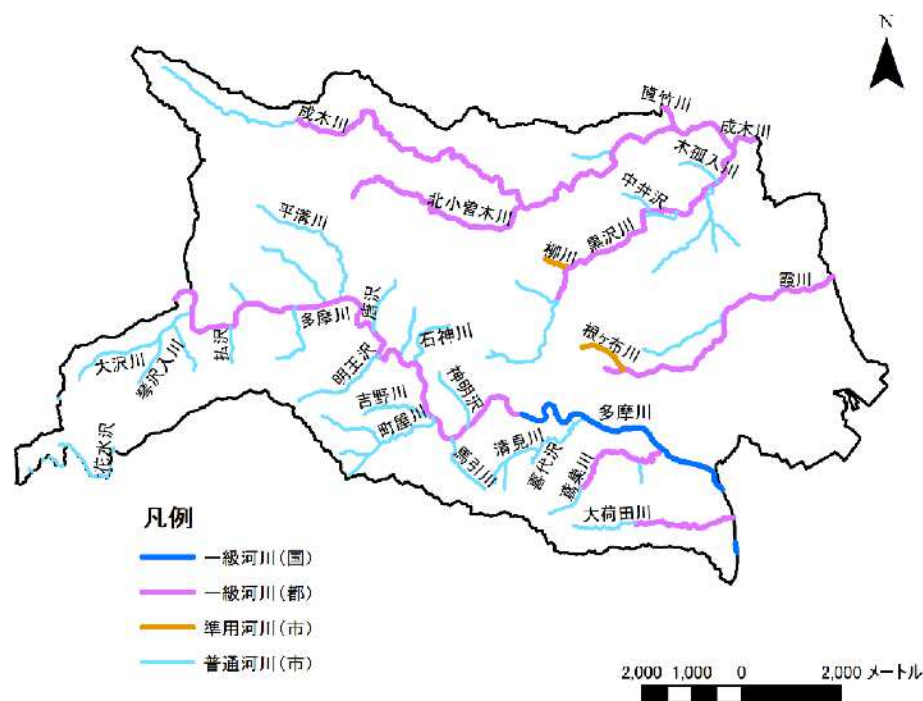


図 2-3 河川分布図

資料：国土数値情報

### (4) 気象

アメダス青梅観測所における平成3(1991)年から令和2(2020)年の平年値は、月別平均気温は8月が最も高く 25.9℃、1月が最も低く 3.2℃、月別降水量は夏期に多く冬期が少なくなっています。

昭和52(1977)年から令和5(2023)年の年平均気温と5年間の移動平均気温では、年平均気温が上昇傾向であることが分かります。

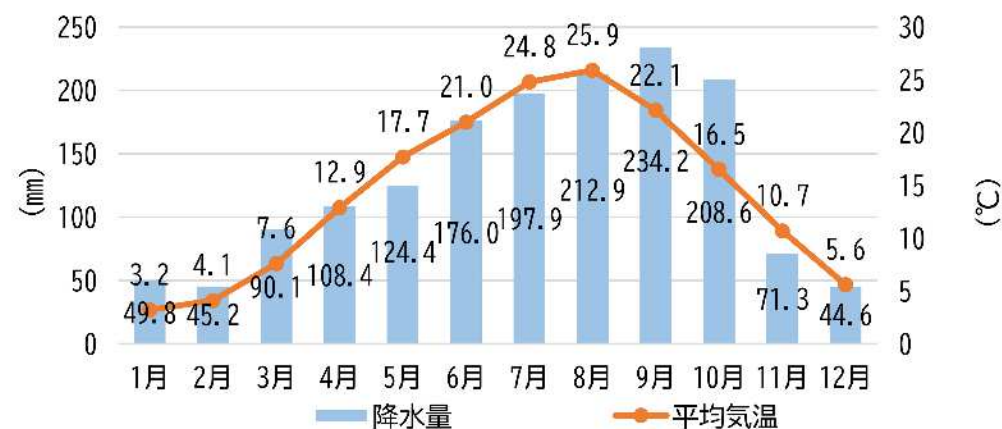


図 2-4 2023年の月別降水量と月別平均気温

資料：気象庁（アメダス青梅観測所）

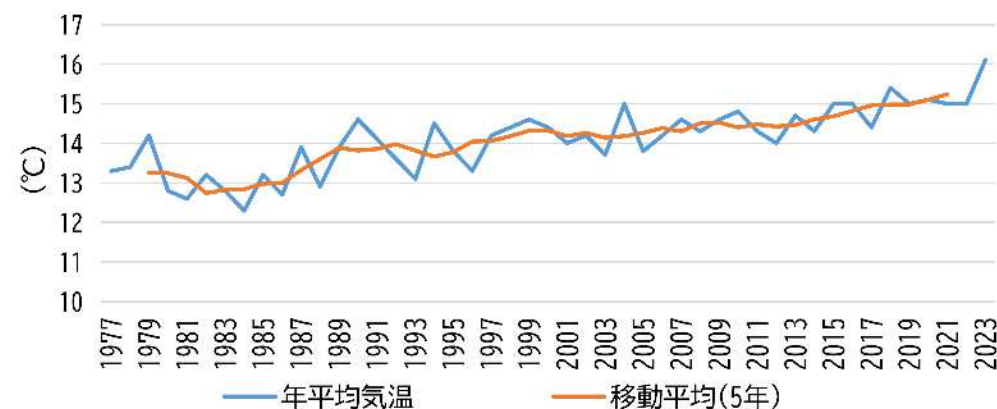


図 2-5 年平均気温の推移

資料：気象庁（アメダス青梅観測所）

## (5) 土地利用

本市の土地利用は、森林が市域全体の6割以上を占めています。宅地は多摩川沿いと市東部の扇状地、成木川沿い、黒沢川沿いに形成されており、多摩川沿いと市東部の扇状地などは市街化区域に指定されています。市街化調整区域のほとんどが森林ですが、ゴルフ場（土地利用現況図では「公園・運動場等」）、採石場（土地利用現況図では「その他」）が点在しています。

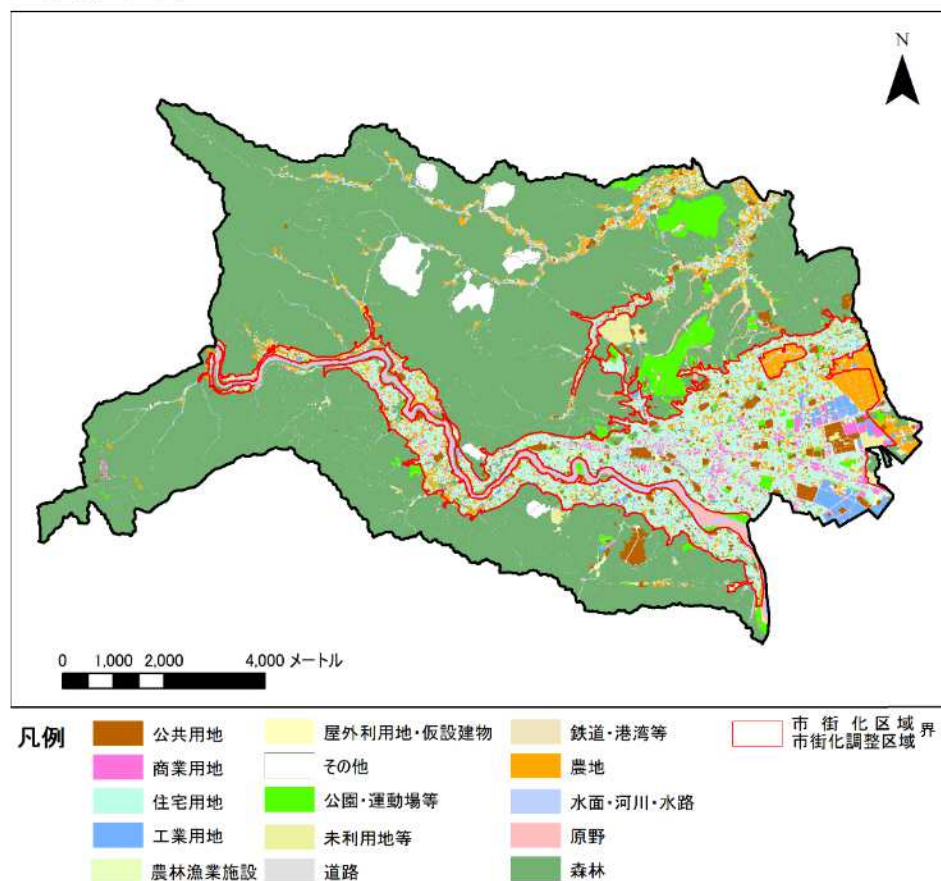


図 2-6 土地利用現況図

資料：令和4年東京都土地利用現況データ

平成24(2012)年、平成29(2017)年、令和4(2022)年の土地利用の変化では、平成24(2012)年から令和4(2022)年の10年間では、農地が41.0ha、森林が27.1ha減少し、住宅用地が37.6ha、未利用地等が24.9haの増加となっています。

表 2-1 土地利用の変化

| 分類         | 平成24年    | 令和4年     | 推移<br>H24-R4 |
|------------|----------|----------|--------------|
| 公共用地       | 245.3    | 246.0    | 0.8          |
| 商業用地       | 138.9    | 144.7    | 5.8          |
| 住宅用地       | 898.7    | 936.4    | 37.6         |
| 工業用地       | 171.9    | 150.9    | -21.0        |
| 農林漁業施設     | 13.4     | 12.9     | -0.5         |
| 屋外利用地・仮設建物 | 147.2    | 147.3    | 0.1          |
| その他        | 183.8    | 199.5    | 15.7         |
| 公園運動場等     | 312.7    | 314.2    | 1.5          |
| 未利用地等      | 121.1    | 146.0    | 24.9         |
| 道路         | 521.9    | 526.0    | 4.1          |
| 鉄道・港湾等     | 15.7     | 15.7     | 0.0          |
| 農地         | 514.4    | 473.4    | -41.0        |
| 水面・河川・水路   | 137.1    | 136.7    | -0.3         |
| 原野         | 151.9    | 151.4    | -0.5         |
| 森林         | 6,756.5  | 6,729.4  | -27.1        |
| 計          | 10,330.6 | 10,330.6 | —            |

資料：令和4年東京都土地利用現況データ

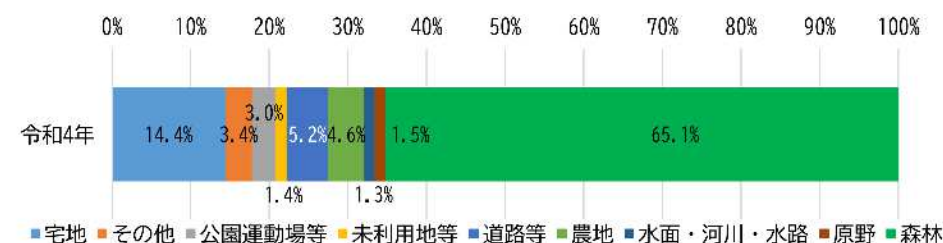


図 2-7 令和4年土地利用割合

資料：令和4年東京都土地利用現況データ

## (6) 植生

本市の植生は、御岳山を中心とする標高 700m を越す区域では、夏緑広葉樹林帯であるブナクラス域の代償植生であるクリ-ミズナラ群集が優占しています。山岳高地から丘陵地へ移行する一帯はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占めています。丘陵地は薪炭林や農用林として存続してきた二次林で、クリ-コナラ群集が優占しています。東部の台地はほとんどが市街地で、みどりの多い住宅地や畑雑草群落等が見られます。

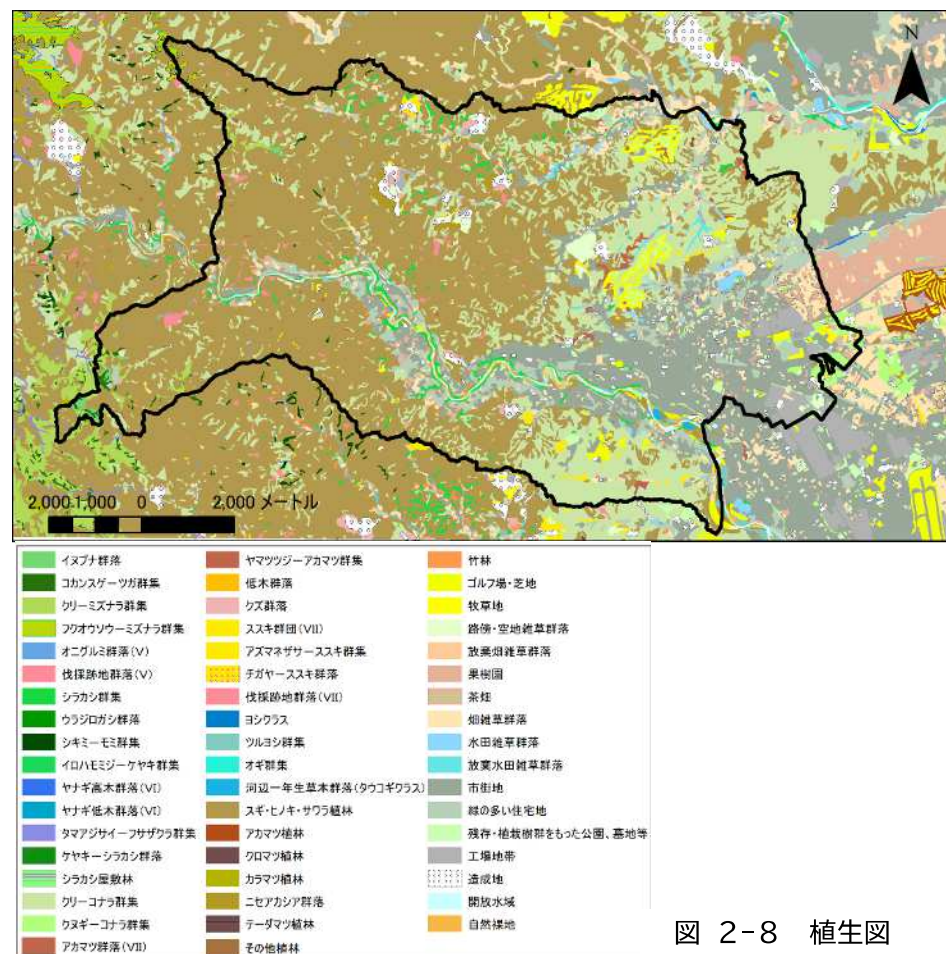


図 2-8 植生図

資料：環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査

(7) 人口構成

令和6（2024）年1月1日時点の人口は129,468人、世帯数は65,181世帯です。人口は昭和30年代の5万人台から増加を続け、平成17年11月には最も多い140,922人となりましたが、平成20年代に入り減少に転じています。

また、年齢別人口は年少人口と生産年齢人口の割合が減少、高齢人口割合が増加し、高齢化が進んでいます。

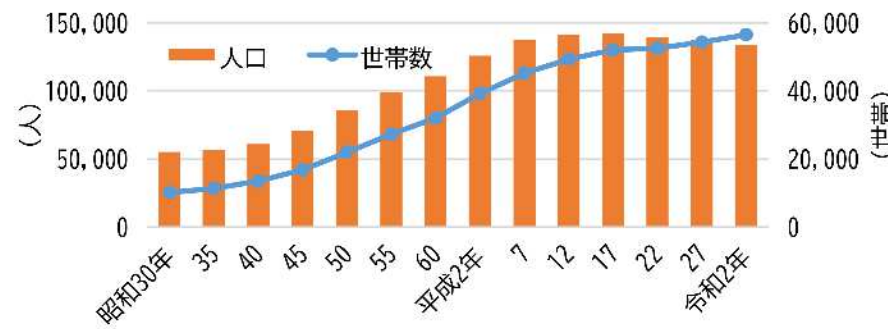


図 2-9 人口・世帯数の推移  
資料：青梅市住民基本台帳（各年1月1日現在）

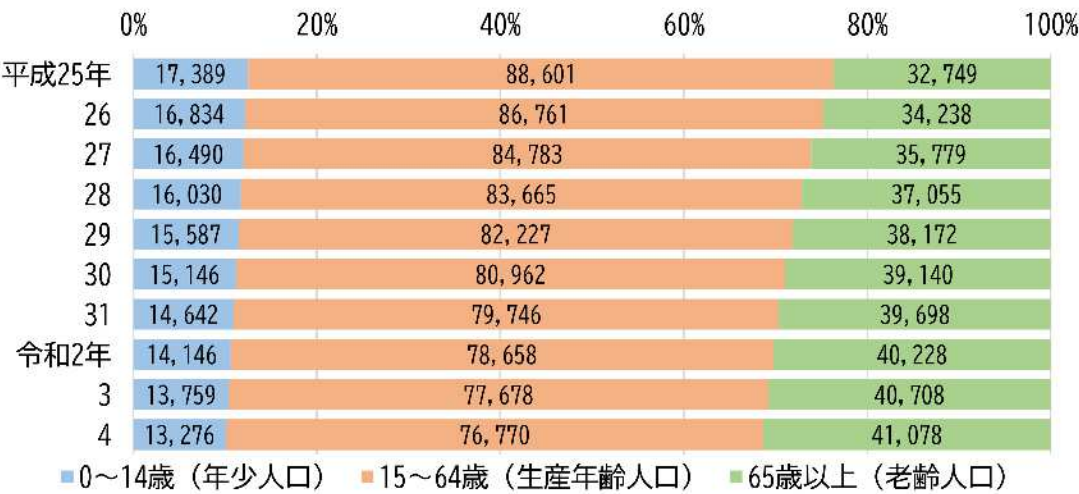


図 2-10 年齢別人口の推移  
資料：青梅市住民基本台帳（各年1月1日現在）

また、青梅市人口ビジョン（令和5（2023）年3月）の将来展望の人口推計では、目標年次である令和16（2034）年の人口は約11万人台と推計されています。

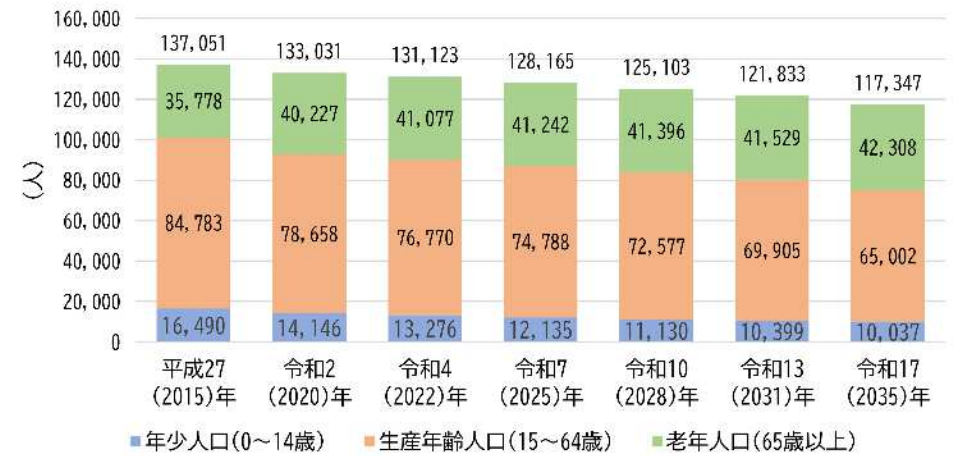


図 2-11 人口の将来展望  
資料：青梅市人口ビジョン推計データより作成

## 2 みどりを取り巻く社会情勢

### (1) 環境に関する世界的な潮流

世界における経済活動の拡大等により、気候変動や生物多様性の損失等の環境関連リスクが深刻化し、地球規模的な課題となっています。

気候変動対策では、パリ協定の1.5℃目標の達成に向け、日本は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目標としました。東京都は、2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、「ゼロエミッション東京戦略」の取組を加速させています。本市では令和4（2022）年2月にゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素化の取組を推進しています。

生物多様性保全の取組では、国が「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年のネイチャーポジティブを目指しており、都では令和4

（2022）年12月「東京都生物多様性地域戦略」を策定しています。本市においても平成30（2018）年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性とその恵みを未来につなげる取組を進めています。

また、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、令和6（2024）年に都市緑地法が改正、施行されました。本市においても本計画にもとづき、みどりのまちづくりを推進します。

### (2) 自然災害の激甚化・頻発化

近年、異常気象による自然災害が、世界的に発生しています。日本においても、毎年豪雨による風水害や土砂災害が発生しており、今後は気候変動による激甚化・頻発化が懸念されています。

都内では、毎年大雨・洪水等の注意報や警報が発表されています。令和元（2019）年の台風では、本市においても浸水被害や土砂災害が発生しました。

緑地には、雨水貯留・浸透機能があり、これらのみどりを良好な状態で維持することにより、水害の発生を抑える効果が得られます。

国や自治体では、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対して、流域に関わるあらゆる関係者が協働で水害対策を行う「流域治水」を推進しており、雨水貯留・浸透機能を持った広場や植栽空間等の貯留施設の整備を進めています。



図 2-12 流域治水の対策

資料：国土交通省

### (3) Well-being の向上

働き方・暮らし方の意識、価値観の変化や多様化により、Well-being の向上が注目されています。持続可能な開発目標（SDGs）の一つにも、「あ

あらゆる年齢の全ての人々の Well-being を促進すること」が位置付けられています。

また、こどもの Well-being を高めるために、こども基本法にもとづくこども施策が推進されています。

みどりがある環境は、ストレスの軽減やリラクスの効果があり、その中で体を動かすことは身体の健康につながります。さらに、公園や緑地、地域の自然は、こどもの成長に不可欠な遊びや教育の場であり、これらを介した交流やイベントは、コミュニティの形成や醸成に寄与するなど、みどりは Well-being の向上に重要なものとなります。

#### (4) デジタル社会の急速な進展

近年のデジタル社会の進展は、人々のライフスタイルに変化をもたらし、IoT や AI、ビッグデータを活用した付加価値の創出、生産性向上が推進されています。

公園緑地分野においては、公園台帳のデータ化や公園管理のデジタル化等の公園 DX の検討や導入が進められており、公園の運営管理の効率化やサービスの向上等が期待されています。東京都では、パークマネジメントマスタープランを改定し、デジタル技術を積極的に導入・活用し、管理の効率化と質の向上、多様なニーズに応じたサービス提供に活かすこととしています。本市においても、デジタル技術やビッグデータを活用した住民サービスの向上や課題解決が求められており、「スマートローカル青梅」をコンセプトにデジタル化を推進しています。

今後のみどりのまちづくりでは、行政が保有するデータをオープンデータ化し、官民協働による活用を推進するとともに、行政データの活用・分析にもとづく効果的な施策展開につなげることが期待されています。

#### (5) グリーンインフラへの期待

みどりが有する機能を活用するグリーンインフラの取組によって、社会課題解決に向けた次の効果が期待されます。

- 自然環境が保全または拡充します。
- 地域特有の歴史、生活、文化等を踏まえ、社会資本整備等の効果が自然環境の働きによって拡充します。
- 暮らしの豊かさ（Well-being）などにつながる付加価値を生み出します。

東京都では令和5（2023）年に「東京グリーンビズ」を策定し、東京の緑を「活かす」取組の一つとして、先行的に公共用地でのグリーンインフラの実装を推進しています。

本市の社会課題に対して、みどりを資本として取り入れ、みどりの持つ多面的機能を持続的に活用した取組を多様な主体が協力して進めることで、みどりのまちづくりの実現が求められています。

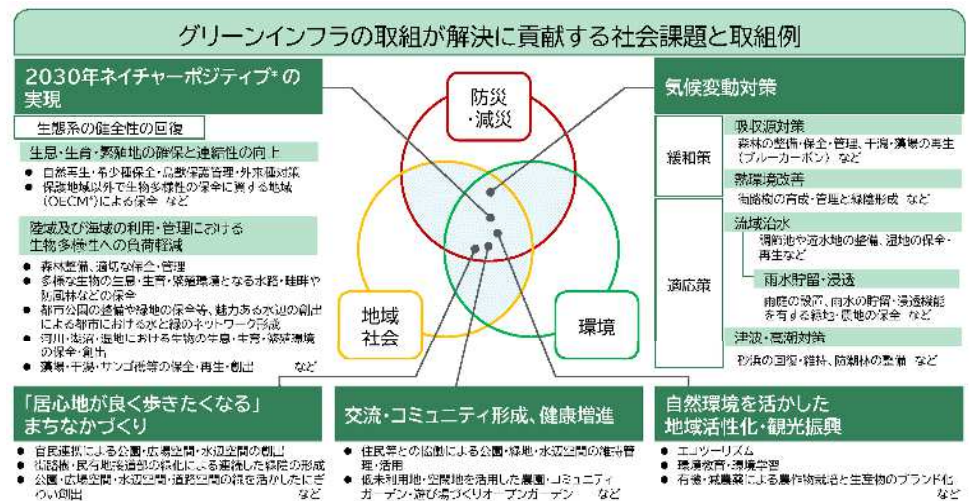


図 2-13 グリーンインフラの取組

資料：国土交通省

### 3 みどりの特徴

#### (1) きれいな水、空気、豊かな暮らしを届けるみどり

多摩川とその支流、荒川水系の霞川、成木川、黒沢川など、市内には多くの河川が流れており、その源流域の山々の多くは森林となっています。森林には水源かん養や二酸化炭素の吸収・蓄積などの諸機能があり、きれいな水と空気をつくりだしています。それらの水と空気は市民だけでなく都民にも供給され、人々の生活を支えています。

市域北西部の御岳山や高水三山（高水山、岩茸石山、惣岳山）をはじめとした山々の一部は、「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、自然環境の保全が図られるとともに、登山道や河川沿いの遊歩道が整備され、ハイキングや森林浴、リバースポーツ等を楽しむため、市内外から多くの人が訪れています。また、丘陵地や山間では、サイクリングやトレイルランのフィールドとして活用されるなど、身近に自然にふれあえる環境や資源が豊富にあります。

#### (2) 里山の面影を残す丘陵地

市街地を包み込むように分布する長淵丘陵や加治丘陵は、かつては薪炭林や畑地のある里山として人々に利用されてきました。しかし、生活様式の変化や化石燃料の普及等に伴い、放置され、荒廃しつつありました。近年、里山の持つ生物多様性や景観などの多面的価値が見直され、里山の維持・保全のための活動を市民、市民活動団体、事業者、行政等が実施しています。

長淵丘陵の南端は、「都立羽村草花丘陵自然公園」に指定され、すぐれた自然の風致として保全が図られています。加治丘陵は、「霞丘陵風致地区」に指定され、良好な自然的景観の維持が図られており、さらにその西端にある特別緑地保全地区に指定された「青梅の森」では、市民との協働による保全の取組が進められています。

#### (3) 歴史と文化を継承する社寺林と屋敷林

江戸時代中期に開花した建築文化によって、青梅の寺社建築は、華々しさ、技巧の複雑さを極めたといわれています。これらの寺社の境内地のみどりは、時代を経て生長し、現在でも社寺林として残されています。また、江戸時代初期には、強い風による家屋の破損を防ぐために屋敷林がつくられてきました。現在でも、民家の敷地内に常緑広葉樹を中心とした屋敷林をみることができます。

それらの社寺林や屋敷林にある古木は、文化財に指定されるなど、当時の歴史と文化を今に伝えています。

#### (4) 多摩川沿いなどの崖線樹林

「崖線」とは、河川が台地を浸食することでできた崖地の連なりのことです。この崖線の斜面地にある樹林地のことを崖線樹林と呼んでいます。

市内には、多摩川によって形成された河岸段丘に沿って、2段の崖線樹林をみることができます。崖線には湧水地点も多く分布し、市街地の貴重なみどりと水の空間となっています。

また、崖線樹林の一部は特別緑地保全地区や東京都の保全地域に指定されています。

#### (5) 多摩産材を産出する森林

市域の森林の70%以上を占めている人工林のほとんどは、スギ・ヒノキの針葉樹林であるとともに、全国と比較してもかなり高い割合が私有林となっています。スギ・ヒノキは、植林後50年程度は二酸化炭素の吸収能力が他の樹種よりも高くなっていますが、樹齢が増すほどにその能力は低下し、さらに大量の花粉が飛散します。そのため、樹木の更新と周辺の良好な生態系を保つため、主伐や間伐などの適切な手入れを継続的に行う必要があります。しかし、木材価格の低迷、林業従事者の減少などによる全国

的な林業の衰退から、本市においても手入れが行き届いていない森林が多くなっています。

そのような中、企業や市民による自然体験や保全活動など、さまざまな方法による森林の維持・管理が行われています。

一方で、本市を含めた多摩地域の森林から産出される多摩産材は、木材輸送の環境負荷の低い地場産材として、市内や都内で建築資材や家具などに利用されています。

本市にある貯木場では、東京都の花粉対策の一環で伐採された丸太を一時的に貯蔵し、質による選別と市場の需給に応じた供給量の調整等を行い、木材の安定供給による花粉の削減と林業の活性化を図っています。

## （6）歴史ある農の継承

本市の名前の一部ともなっている梅郷のウメのほか、沢井のユズ、二俣尾のモモ、さらにイモ類、茶などが、江戸時代から生産されてきました。現在でも、これらの種の多くは市を代表する農産物となっており、歴史ある農業を継続しています。しかし、農地の宅地化や農業従事者の減少などにより、農業が衰退傾向にあるのも事実です。

そのような状況の中、施設野菜や植木、花卉の栽培、市民農園、観光農園、生産緑地地区の保全と利用、集团的農地の保全の推進など、農地をさまざまな形態で利用することにより、農の継承が図られています。

## （7）四季折々のみどりを愛でる

市内にある公園や寺社では、ウメやツツジ、ハナショウブなどが四季折々に花を咲かせます。開花時期に合わせて開催される行事には、一面に咲き乱れる花々を愛でるため、市内外から多くの人々が来訪します。

また、吹上しょうぶ公園等では、行事の期間中、市民によるガイドボランティアが施設や植栽の情報などの案内をしています。なお、新緑の季節

には、釜の淵公園で市民が日頃の活動や練習の成果を発表する釜の淵新緑祭が毎年開催されています。

## （8）みどりに包まれた文化・芸術

本市は、美しい水とみどりあふれる風景の中、文豪や芸術家が創作活動に励んだゆかりの地として知られ、市内の美術館等では、彼らのさまざまな作品を鑑賞することができます。青梅市立美術館や玉堂美術館をはじめとした建物の多くは、みどり豊かな美景に包まれた青梅を象徴する景勝地に建てられおり、作品の鑑賞とともに、敷地内の庭園、近隣の樹林地、河川沿いを散策することができます。

また、吉野梅郷では市民の庭等を公開したオープンガーデンでみどりを楽しむことができます。

## （9）もてなすみどり

河辺駅、東青梅駅、青梅駅の駅前周辺などには、ケヤキやウメなどが植栽され、みどり豊かな青梅の玄関口となっています。

道路沿いにあるコミュニティ花壇やシティースポット花壇では、市民との協働による管理がなされ、色とりどりの草花により、来訪者をもてなすみどりとなっています。

## （10）みどりと一体となった親水空間

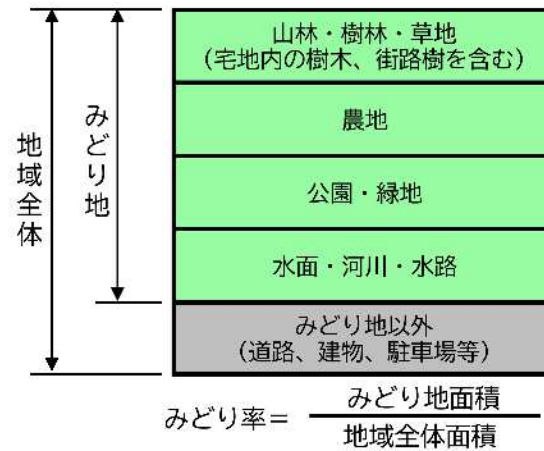
市内を流れる多摩川や霞川では、河川敷などが公園緑地等として整備されており、多くの人に利用されています。

また、「おうめ水辺の<sup>がっこう</sup>築校運営協議会」構成団体との協働などにより、水辺に親しむ事業が開催されています。

## 4 みどりの現況

### (1) みどり率

「みどり率」とはみどりの量の現状および推移を把握するための指標の一つであり、地域における公園緑地、街路樹、草地、宅地等のみどり、河川などの水面の面積が、その地域に占める割合をいいます。



東京都が令和5（2023）年に実施したみどり率データを利用して集計した本市全体のみどり率は79.6%でした。本市の面積の6割以上が山林であり、多摩川をはじめとした河川、農地も多いため、高い数値となっています。

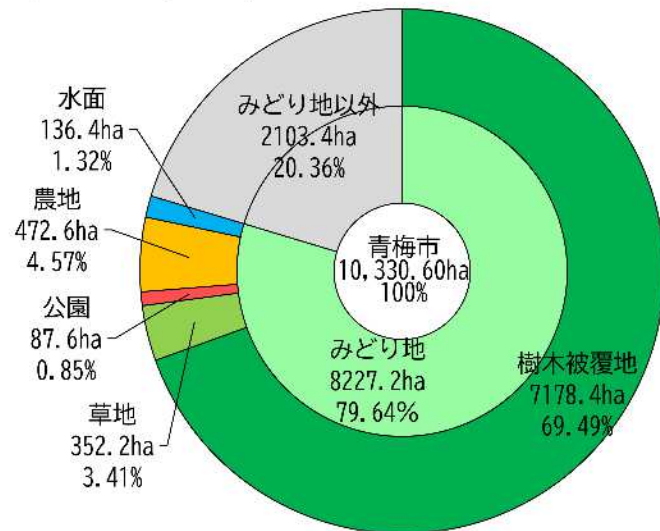


図 2-15 みどり率の構成割合

資料：東京都みどり率データより集計

平成20（2008）年から令和5（2023）年のみどり率の推移をみると、市全体では0.7ポイントの減少となっており、令和6（2024）年以降も今井土地区画整理事業などの土地利用転換によるみどりの減少が懸念されます。

また、市街化区域のみどり率の推移では、平成20（2008）年31.0%、令和5（2023）年29.7%で、平成20年（2008）からは1.3ポイントの減少でした。減少の主な要因は農地の減少で、農地面積は56.1ha減少しています。

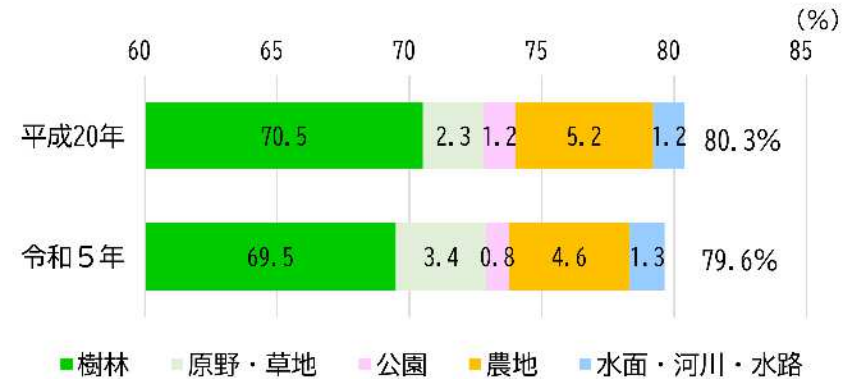


図 2-16 市全域のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データより集計



図 2-17 市街化区域のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データより集計

平成20(2008)年と令和5(2023)年の地区別のみどり率の推移は図2-18に示すとおりです。

西部の梅郷地区、沢井地区、北部の小曾木地区、成木地区は山林が占める面積が大きく、みどり率は80%を超えています。市街地の広がる東部の各地区のみどり率では、山地や丘陵、農地の多い地区は比較的高くなっていますが、台地上に位置する新町地区と河辺地区は20から30%台です。

みどり率の推移では、多くの地区において大きな変化は少ない状況です。特に変化の大きい地区としては、東部の大門地区と新町地区であり、農地の減少が大きく、みどり率全体も減少しています。

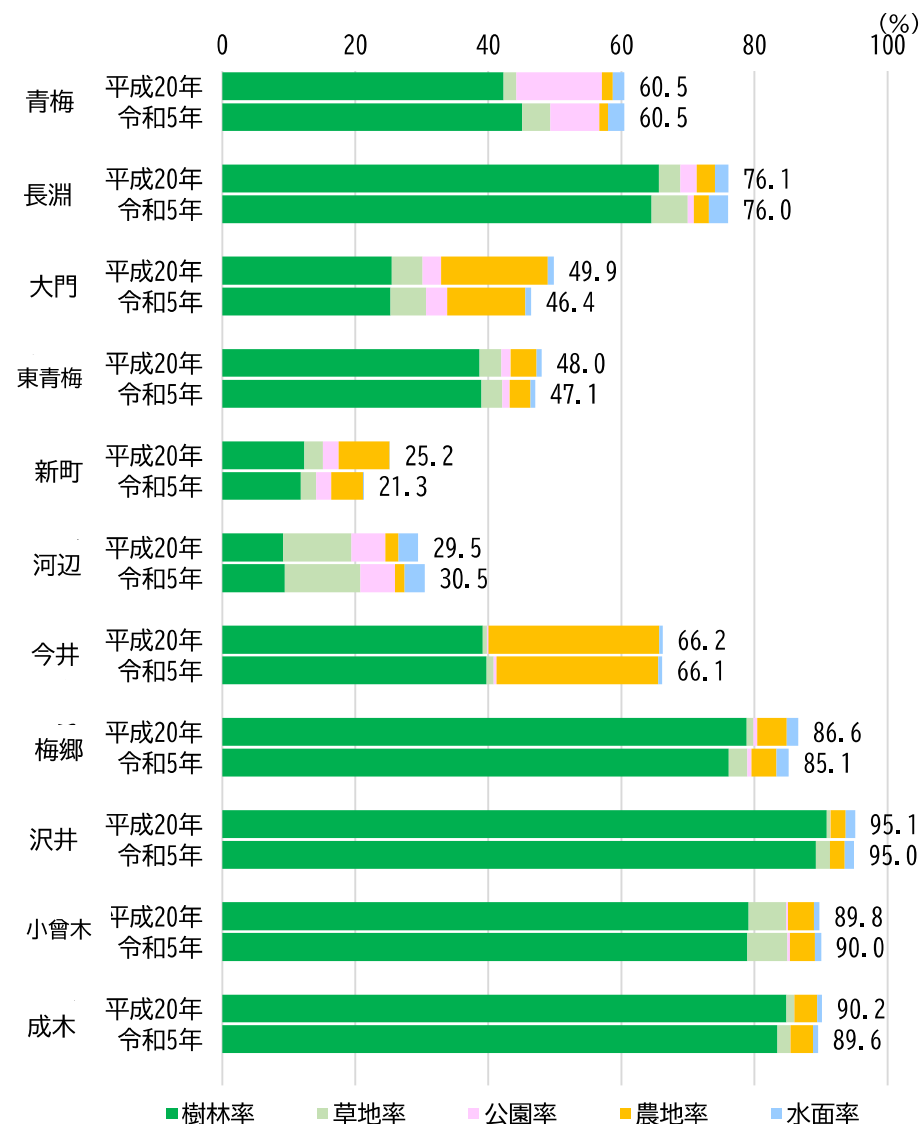


図2-18 地区別のみどり率の推移  
資料：東京都みどり率データより集計

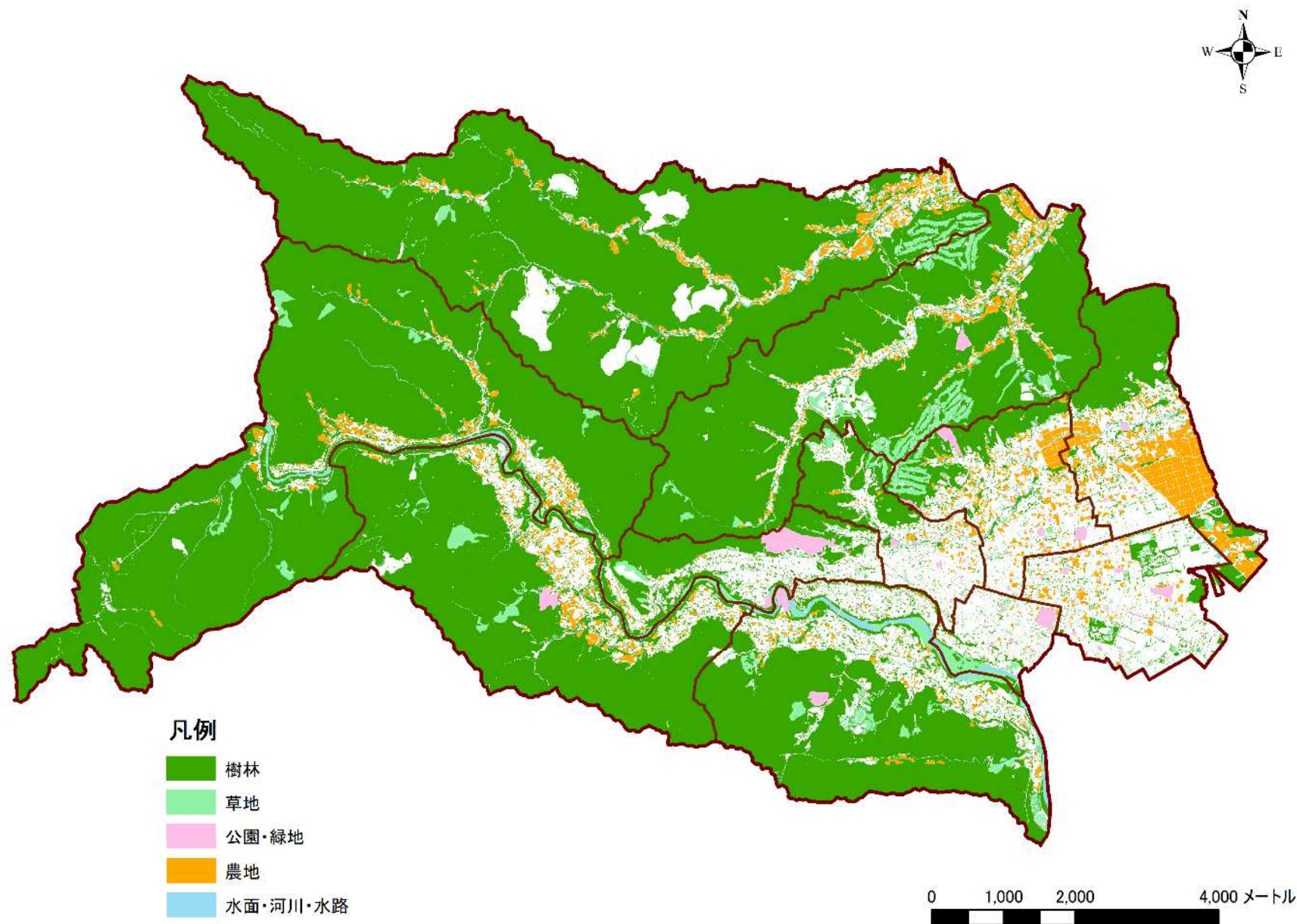


図 2-19 みどりの分布図  
資料：東京都みどり率データより作成

## (2) 緑地の状況

本計画では、永続性のある緑地として、「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」に分類し、緑地の確保量の指標としています。

公園緑地等の都市施設とする公園は、都市公園法および市条例にもとづく公園緑地等とします。

制度上安定した緑地は、法律や条例にもとづき、地域あるいは地区を指定し、保全を図る緑地や公共空地とします。

社会通念上安定した緑地は、公開性のある施設などの社会通念上永続性のある緑地とします。

緑地種別の内容は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 緑地種別の内容

| 緑地種別            | 内容                                                                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 公園緑地等の都市施設とする緑地 | 児童遊園、住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地等、その他条例等による公園                                           |
| 制度上安定した緑地       | 特別緑地保全地区、生産緑地地区、風致地区、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林、市街化調整区域農地、河川、市民農園、条例等による保全地域、その他公共空地 |
| 社会通念上安定した緑地     | 学校の校庭等、社寺境内地、ゴルフ場、民営野外レクリエーション施設、「みどりのフィンガープラン」対象緑地                            |

## ア 公園緑地等の都市施設とする緑地

市内の公園緑地等のうち、整備が完了し使用できる公園（供用公園）は170箇所、88.53haあり、未整備の公園（未供用公園）を含めた場合は、172箇所、163.63haとなります。

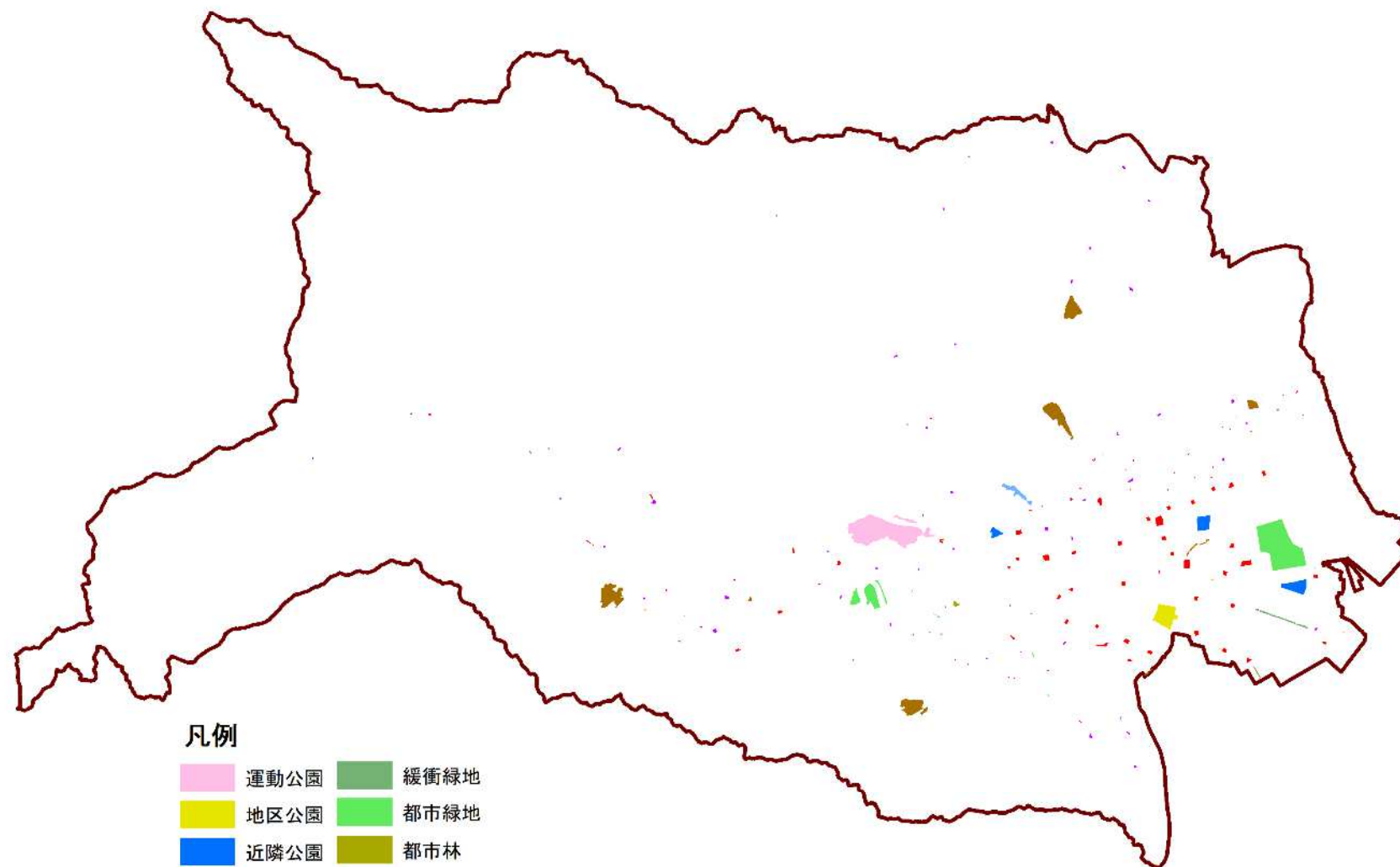
また、令和7(2025)年4月1日時点の一人当たりの都市公園面積は、10.59㎡となっています。

表 2-3 公園緑地等の整備状況

| 種 別         | 供用公園の確保現況量 |              |                     | 未供用公園を含む確保現況量 |              |                     |
|-------------|------------|--------------|---------------------|---------------|--------------|---------------------|
|             | 箇所         | 確保面積<br>(ha) | 市民1人当たり<br>面積 (㎡/人) | 箇所            | 確保面積<br>(ha) | 市民1人当たり<br>面積 (㎡/人) |
| 児童遊園        | 51         | 4.06         | 0.31                | 51            | 4.06         | 0.31                |
| 住区基幹公園      | 街区公園       | 88           | 12.42               | 89            | 13.30        |                     |
|             | 近隣公園       | 3            | 7.78                | 3             | 7.78         |                     |
|             | 地区公園       | 1            | 6.20                | 1             | 6.20         |                     |
|             | 小 計        | 92           | 26.40               | 93            | 27.28        | 2.11                |
| 都市基幹公園      | 総合公園       | 0            | 0.00                | 0             | 0.00         |                     |
|             | 運動公園       | 1            | 25.11               | 1             | 47.80        |                     |
|             | 小 計        | 1            | 25.11               | 1             | 47.80        | 3.70                |
| 都市緑地等       | 特殊公園       | 1            | 2.10                | 1             | 2.10         |                     |
|             | 広場公園       | 1            | 0.04                | 1             | 0.04         |                     |
|             | 緩衝緑地       | 1            | 1.40                | 1             | 1.40         |                     |
|             | 都市緑地       | 8            | 6.30                | 9             | 57.83        |                     |
|             | 都市林        | 1            | 0.31                | 1             | 0.31         |                     |
|             | 小 計        | 12           | 10.15               | 13            | 61.68        | 4.77                |
| 都市公園 計      | 105        | 61.66        | 4.77                | 107           | 136.76       | 10.59               |
| その他条例等による公園 | 14         | 22.81        | 1.77                | 14            | 22.81        | 1.77                |
| 合 計         | 170        | 88.53        | 6.85                | 172           | 163.63       | 12.67               |

※一人当たりの公園面積は令和6年4月1日時点の面積および人口(129,178人)より算出

※未供用の公園部分は、都市計画決定しているが未供用部分とする。



凡例

|      |             |
|------|-------------|
| 運動公園 | 緩衝緑地        |
| 地区公園 | 都市緑地        |
| 近隣公園 | 都市林         |
| 街区公園 | 児童遊園        |
| 特殊公園 | その他条例等による公園 |
| 広場公園 |             |

0 1,000 2,000 4,000 メートル

図 2-20 公園緑地等の都市施設とする緑地分布図  
資料：おうめ地図情報システムより作成

## イ 制度上安定した緑地

本市の制度上安定した緑地の種別と対象地は表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4 制度上安定した緑地の種別と対象

| 種別          | 対象                             |
|-------------|--------------------------------|
| 特別緑地保全地区    | 千ヶ瀬特別緑地保全地区<br>青梅の森特別緑地保全地区    |
| 生産緑地地区      | 生産緑地地区                         |
| 風致地区        | 霞丘陵風致地区                        |
| 自然公園        | 秩父多摩甲斐国立公園<br>羽村草花丘陵自然公園       |
| 地域森林計画対象民有林 | 多摩地域森林計画対象民有林                  |
| 保安林         | 保安林                            |
| 市街化調整区域農地   | 市街化調整区域内の農地                    |
| 河川区域        | 多摩川、霞川等 8 河川                   |
| 市民農園        | 市民農園、農業体験農園<br>農家開設型市民農園       |
| 条例等による保全地域  | 東京都自然保護条例<br>(勝沼城跡、立川崖線、青梅上成木) |
| その他公共空地     | 運動広場、レクリエーション広場                |

令和 5 年度の制度上安定した緑地は 10,279.34ha であり、種別間の重複を除くと 7,597.44ha となり、市全体面積の 74% を占めています。従前計画と比較すると、制度上安定した緑地の多くは、指定面積に大きな変化はありませんが、生産緑地地区や市街化調整区域農地は面積が減少しています。

表 2-5 制度上安定した緑地の状況

| 種別          | 平成25年度の現況 | 令和6年度の現況  |
|-------------|-----------|-----------|
|             | 面積(ha)    | 面積(ha)    |
| 特別緑地保全地区    | 92.85     | 92.70     |
| 生産緑地地区      | 150.06    | 113.13    |
| 風致地区        | 385.75    | 383.14    |
| 自然公園        | 2,123.84  | 2,385.00  |
| 地域森林計画対象民有林 | 6,301.81  | 6,461.80  |
| 保安林         | 207.62    | 387.00    |
| 市街化調整区域農地   | 306.60    | 263.50    |
| 河川区域        | 117.40    | 131.47    |
| 市民農園        | 3.06      | 3.17      |
| 条例等による保全地域  | 68.08     | 35.78     |
| その他公共空地     | 44.78     | 22.65     |
| 合計面積        | 9,801.85  | 10,279.34 |
| 重複を除いた合計面積※ | 7,284.60  | 7,597.44  |

※制度上安定した緑地間での重複面積を除いた面積

※平成 25 年度の現況面積は GIS 面積を用いているため、公表されている数値とは異なる

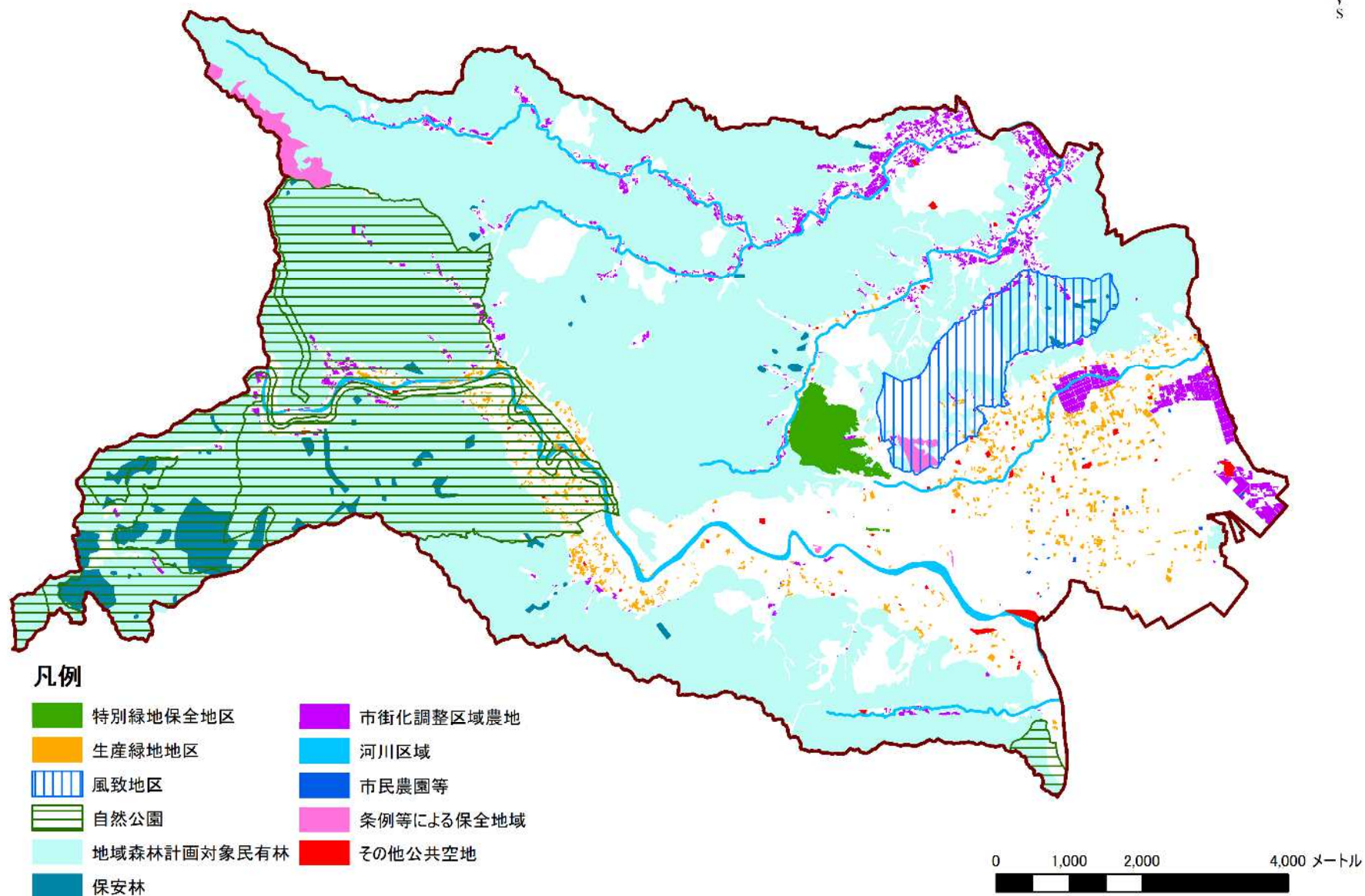


図 2-21 制度上安定した緑地分布図

資料：国土数値情報、令和4年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

## ウ 社会通念上安定した緑地

本市の社会通念上安定した緑地は表 2-6 のとおりです。

表 2-6 社会通念上安定した緑地の種別と対象

| 種別             | 対象           |
|----------------|--------------|
| 学校             | 小学校、中学校、高等学校 |
| 社寺境内地・墓地       | 神社、寺院、墓地     |
| ゴルフ場           | ゴルフ場         |
| 民営野外レクリエーション施設 | テニスコート       |
| 緑のフィンガープラン対象緑地 | 加治丘陵、長淵丘陵    |

令和5(2023)年度の社会通念上安定した緑地は2,718.71haであり、種別間の重複を除くと2,508.56haです。従前計画からは大きな変化はありませんでした。

表 2-7 社会通念上安定した緑地の状況

| 種 別            | 確保現況量（令和5年度） |              |
|----------------|--------------|--------------|
|                | 箇所           | 確保面積<br>(ha) |
| 学校             | 31           | 94.35        |
|                | 31           | 94.35        |
| 社寺境内地・墓地       | 118          | 48.14        |
|                | 118          | 48.14        |
| ゴ ル フ 場        | 3            | 168.61       |
|                | 3            | 168.61       |
| 民営野外レクリエーション施設 | 1            | 0.17         |
|                | 1            | 0.17         |
| 緑のフィンガープラン対象緑地 | 2            | 2,406.98     |
|                | 2            | 2,197.29     |
| 小 計            | —            | 2,718.25     |
| 重複を除いた合計       | —            | 2,508.56     |

※各種別の下段の数値は、社会通念上安定した緑地間での重複箇所、重複面積を除いたものです

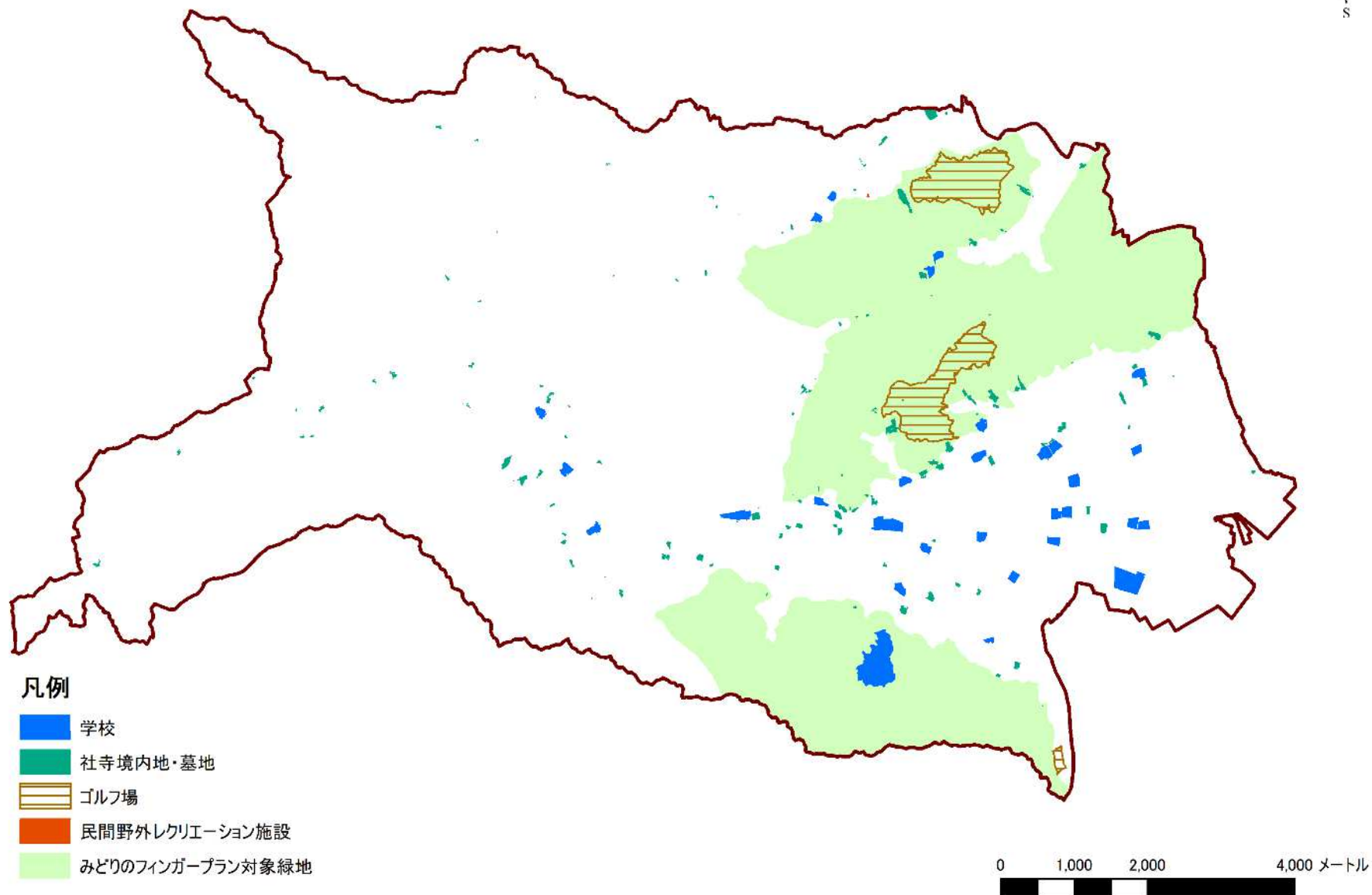
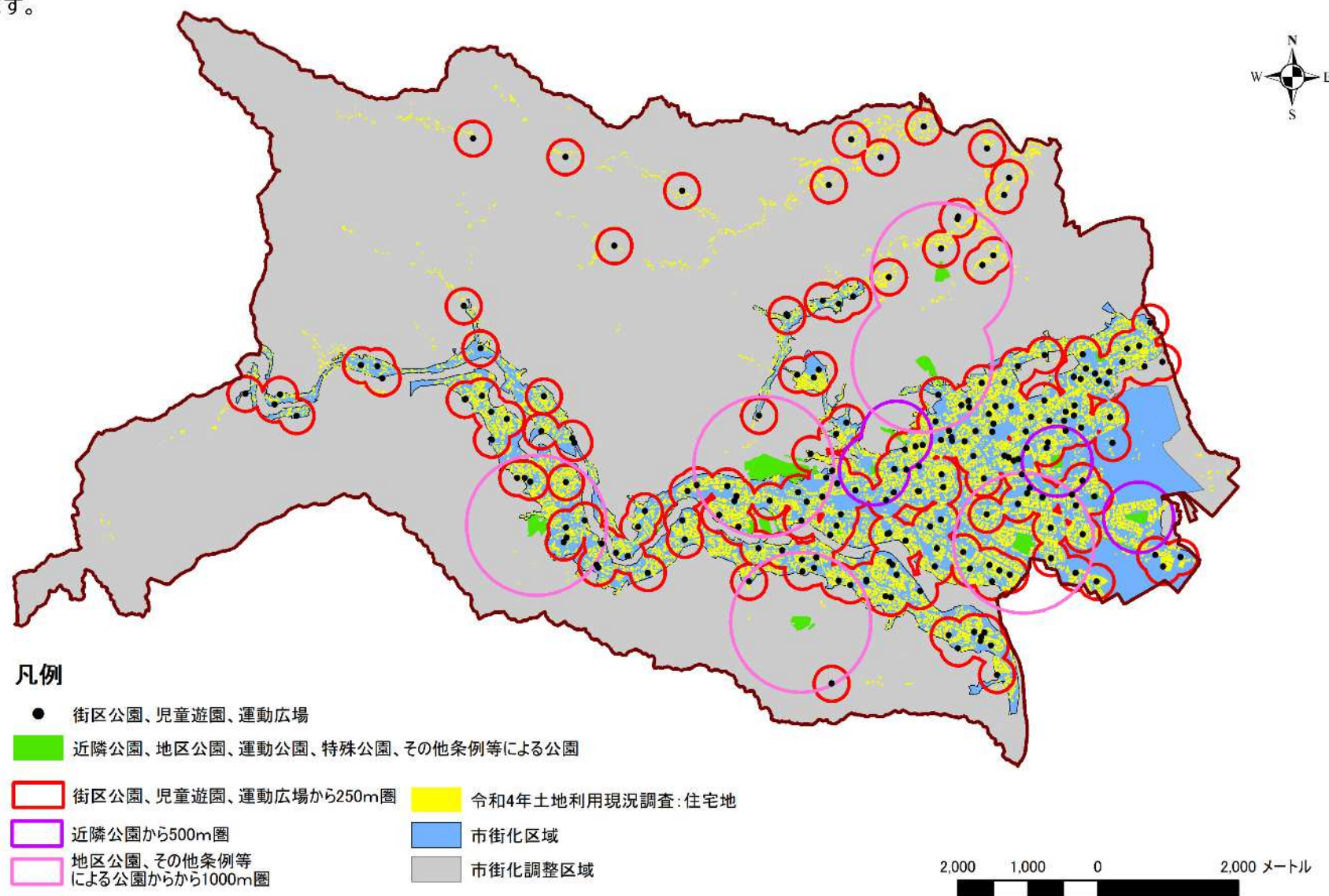


図 2-22 社会通念上安定した緑地分布図

資料：令和4年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

## エ 公園緑地等の分布状況

公園緑地等の規模に合わせて250m圏、500m圏、1,000m圏を引き、歩いて行ける範囲の公園状況をみると、市街化区域の住宅用地の約8割がその区域に含まれています。



※1000m圏の公園は、公園面積が地区公園の標準面積 4ha 以上の公園とした

図 2-23 街区公園・児童遊園と住宅用地の分布状況  
資料：令和4年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

### (3) 農地

本市の農業は、多様な地形と自然環境を活かし、施設野菜、観光農園、植木、花卉、畜産等のさまざまな形態の農業が営まれています。

また、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置付けられました。

本市の農地や農家数をみると、経営耕地面積、農家総数共に減少傾向であり、平成12(2000)年の経営耕地面積361.49ha、農家総数919件から、令和2(2020)年は101.10ha、604件となっています。

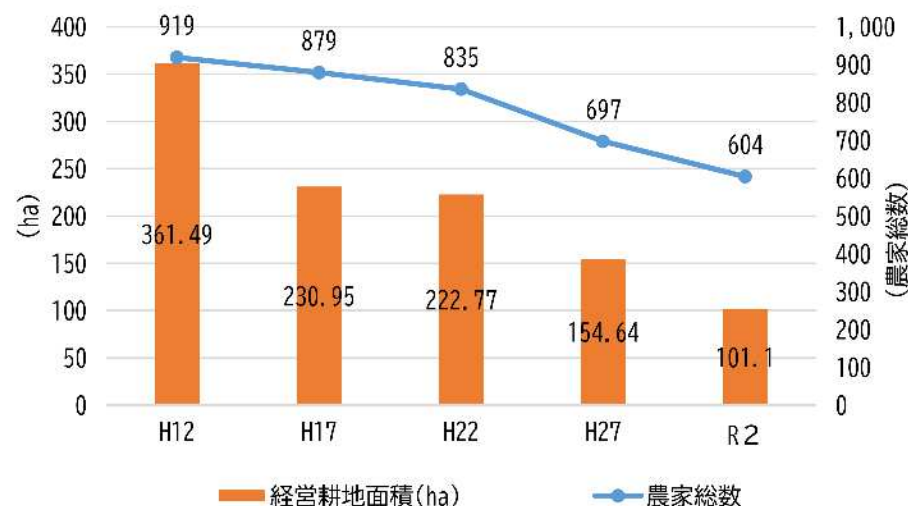


図 2-24 経営耕地面積と農家総数の推移

資料：東京都総務局（農林業センサス報告）

市内の生産緑地地区は、平成27(2015)年度は723地区、134.27haでしたが、地区数・面積ともに減少しており、令和6(2024)年度は659地区、113.13haとなっています。

また、平成29(2017)年には、生産緑地地区の指定から30年が経過する農地等について、買取り申出が可能となる期日を10年延長できる特定生産緑地制度が創設されました。本市では令和4(2022)年1月から特定生産緑地を指定しています。生産緑地地区も追加指定をしており、農地減少の抑制効果はあるものの、減少傾向が続いている状況です。

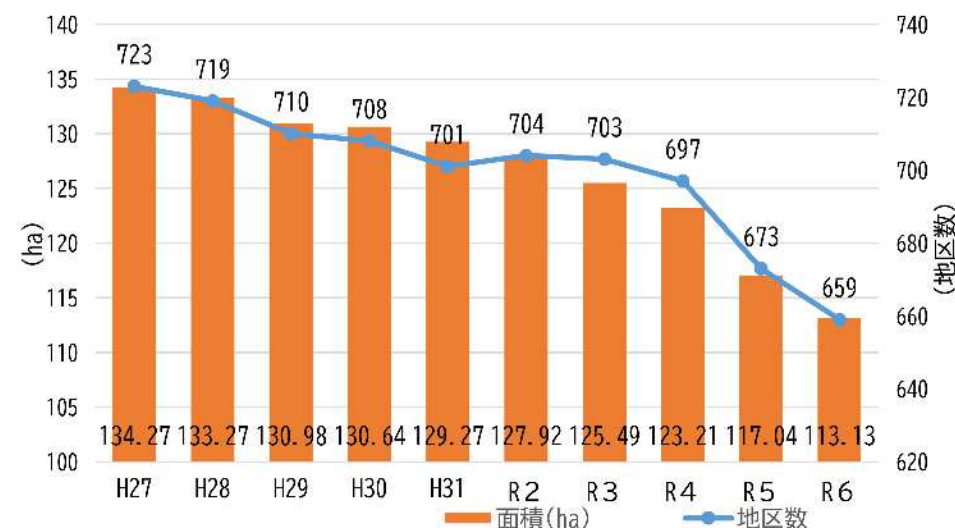


図 2-25 生産緑地地区の地区数と面積の推移

資料：青梅市都市計画課

(4) 獣害対応

丘陵地や山地には多くの野生鳥獣が生息しており、保護政策により個体数は増加する一方で、生息環境の悪化、農林業の衰退による過疎化等により、農林業被害が増加しています。都は関係自治体と協力して、生物多様性を維持しながら獣害対策に取り組んでおり、一定の成果を上げていますが、東京都全体の農林業被害金額は緩やかに増加しています。

多摩地域の山間地や周辺地域には、ニホンザル、シカ、イノシシ、カモシカ、タヌキ、クマ等が生息し、本市ではシカ、イノシシのほか、**外来種**であるハクビシン、アライグマによる農林業被害が発生しており、多様な獣種による被害への対応が求められています。

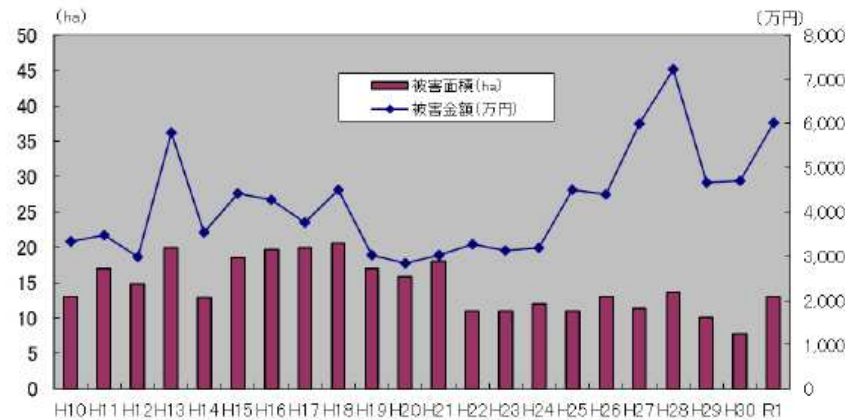


図 2-26 野生獣による農作物被害面積および被害金額  
資料：第5次東京都獣害対策基本計画(令和3年2月) 東京都

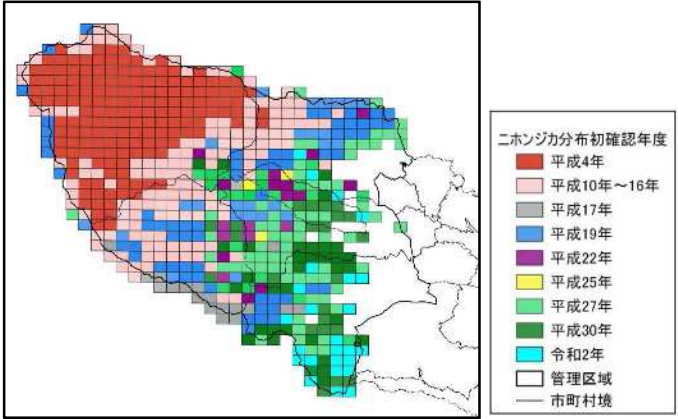


図 2-27 聞き取りおよび既存調査から推定したシカ分布の変化  
資料：第6期東京都第二種シカ管理計画(令和4年4月) 東京都

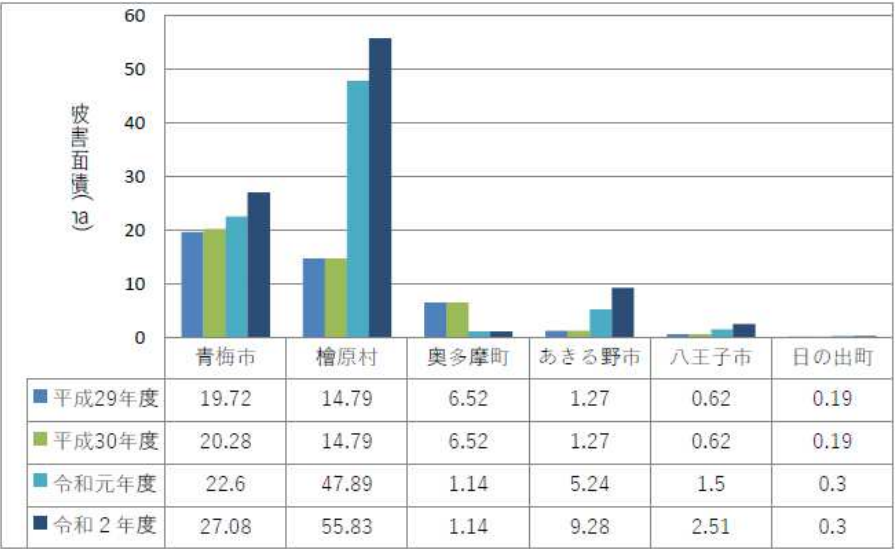


図 2-28 市町村別の造林地の被害状況  
資料：第6期東京都第二種シカ管理計画(令和4年4月) 東京都

## (5) 文化財・観光資源

本市には、国、都、市指定の文化財が221件あります。天然記念物では、「御岳の神代ケヤキ」をはじめとして18件が指定されており、観光スポットにもなっています。史跡・旧跡・名勝では市内の社寺や城跡のほか、「青梅新町の大井戸」などが指定されており、本市の歴史や文化の学びの場にもなっています。

表 2-8 青梅市内の文化財

| 種別      | 国  | 東京都 | 青梅市 | 合計  |
|---------|----|-----|-----|-----|
| 国宝      | 2  | —   | —   | 2   |
| 重要文化財   | 11 | —   | —   | 11  |
| 重要美術品   | 4  | —   | —   | 4   |
| 有形文化財   | 21 | 27  | 81  | 129 |
| 無形民俗文化財 | —  | 4   | 7   | 11  |
| 有形民俗文化財 | —  | 1   | 8   | 9   |
| 天然記念物   | 1  | 4   | 13  | 18  |
| 史跡      | —  | 7   | 24  | 31  |
| 旧跡      | —  | 2   | 3   | 5   |
| 名勝      | —  | 1   | —   | 1   |
| 合計      | 39 | 46  | 136 | 221 |

資料：おうめ文化財さんぽ 2024 改定版

本市には、登山やハイキング、サイクリング、リバースポーツなど、美しい山や溪谷に親しむことができる多様で魅力的な観光資源を有しています。また、歴史・文化・伝統資源も豊富で、みどりの中で文化財や美術館めぐりを楽しむことができます。

さらに、これらの観光資源をつなぐハイキングコース、ウォーキングコースの設定や、各種マップの整備などにより観光ネットワークが充実しています。

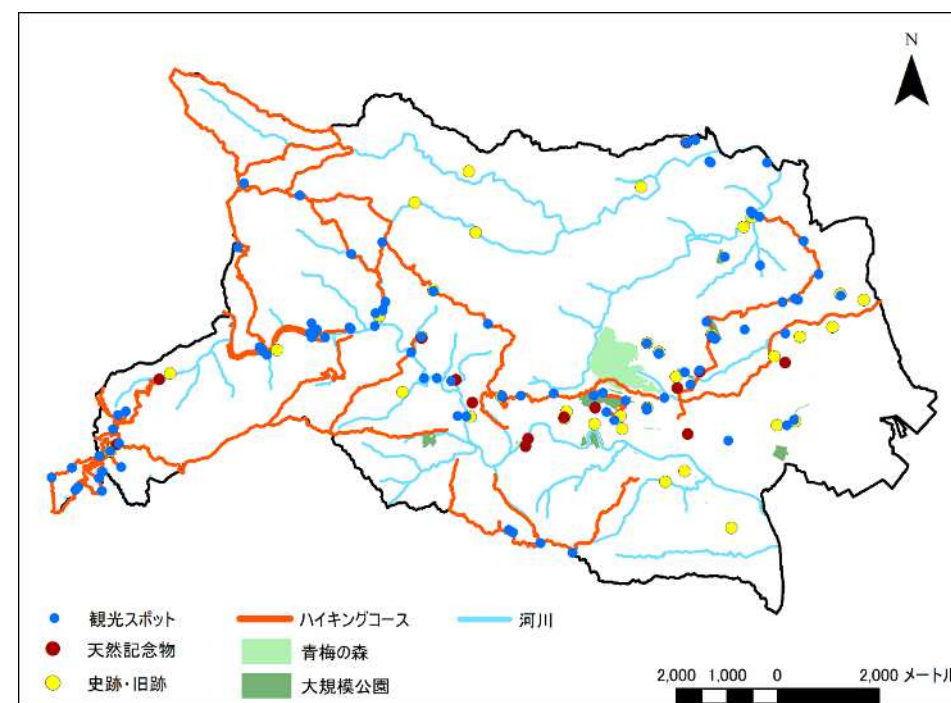


図 2-29 文化財、観光資源等分布図

## 5 みどりのまちづくりに関する取組実績

### (1) 生け垣設置、ブロック塀撤去

本市では、緑豊かな潤いのある安心安全なまちづくりを推進するため、「青梅市生垣設置費補助金交付要綱」にもとづき、生け垣設置と生け垣設置に伴うブロック塀の撤去にかかる費用の一部を補助しています。

平成 23(2011)年度までに、生け垣設置延長は 3,191m、ブロック塀撤去延長は 228m ですが、平成 24(2012)年度以降では、生け垣設置延長は 172.7m、ブロック塀は 6.5m であり、特に近年では補助実績がほとんどない状況です。

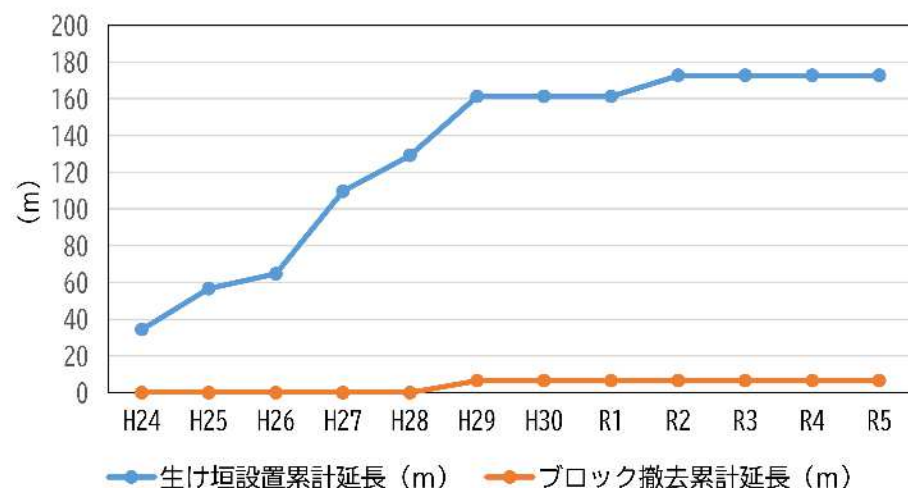


図 2-30 平成 24 年度以降の生け垣設置、ブロック塀撤去の延長

### (2) みどりのカーテン事業

本市では、小中学校、市民センター、市役所本庁舎等においてみどりのカーテン育成に取り組むとともに、市民や市内事業者に対して、みどりのカーテン育成モニターの募集、みどりのカーテンコンテストの開催等の事業を実施しています。

みどりのカーテン育成市民モニターは、平成 21(2009)年度より実施しており、合計で 1,039 件となっています。平成 24(2012)年度は 204 件でしたが、その後減少しています。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2(2020)年度～令和 3(2021)年度は特に少ないですが、それ以降は増加傾向にあり、令和 5(2023)年度は、46 件の応募がありました。

みどりのカーテンコンテストは、平成 23(2011)年度より開催し、個人・団体合わせて合計 504 件の応募がありました。平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度の応募者数は減少していますが、それ以降は増加傾向を示しており、令和 5(2023)年度の実績は個人部門（住宅）に 23 件、団体部門（事業所、学校等）に 16 件、計 39 件でした。

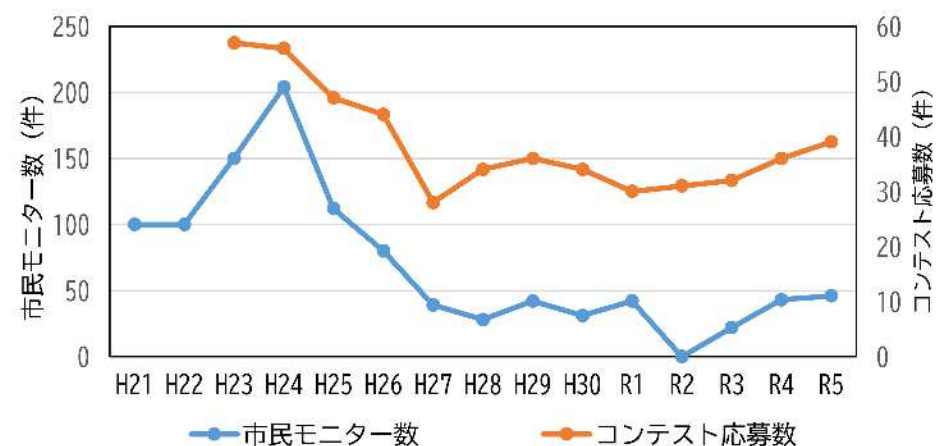


図 2-31 みどりのカーテン事業実績

### (3) 森林ボランティア育成講座

森林ボランティア育成講座は、森林ボランティアを志す方のための入門講座として、本市が平成14(2002)年度から実施しています。講座を終了した受講生の多くは、森林保全に取り組むボランティア団体に加入し、活動しています。

また、平成21(2009)年度に「青梅市及び杉並区の交流に関する協定」が締結されてからは、交流事業の一つであるボランティア活動において、市内の林業や農業の分野で、杉並区が設置する「すぎなみ地域大学」と通じて、杉並区民のボランティアが青梅市内で活動をしています。

令和5(2023)年度は第13期であり、講座の終了者数の合計は青梅市民が198人、杉並区民が119人で合計317人です。杉並区との協働事業後は、コロナ禍を除いては、30名近くが参加していますが、青梅市民の参加者数は減少傾向です。

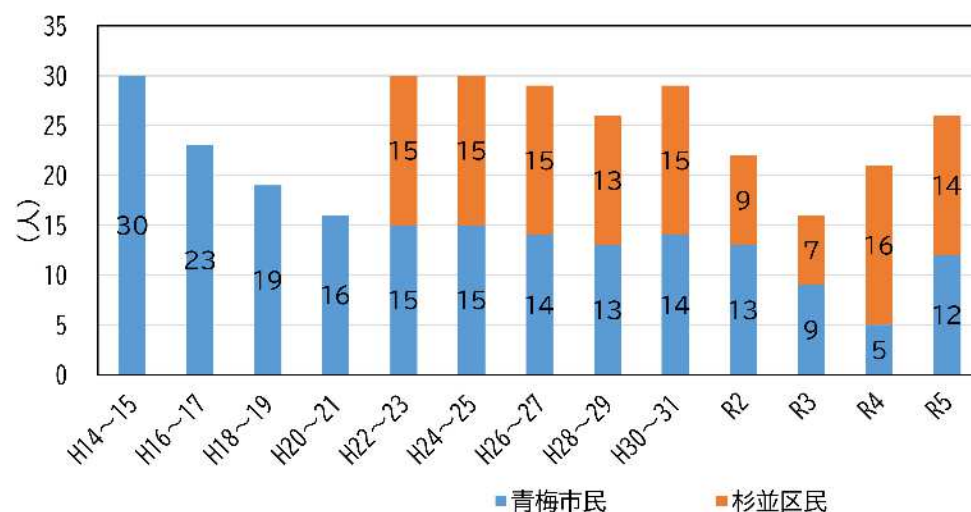


図 2-32 森林ボランティア育成講座修了者数の推移

### (4) 緑地管理ボランティア

本市では、市内の公園・緑地等での下草刈りや間伐等の緑地管理作業を行うボランティアを募集しています。活動内容は、公園・緑地内の下草刈りや間伐、樹木の育成を阻害するツル草等の除去、樹木等調査、市民を対象とした環境学習など、多岐にわたっています。

平成25(2013)年度の参加人数は28人でしたが、それ以降は減少傾向にあり、令和5(2023)年度の参加人数は13人でした。

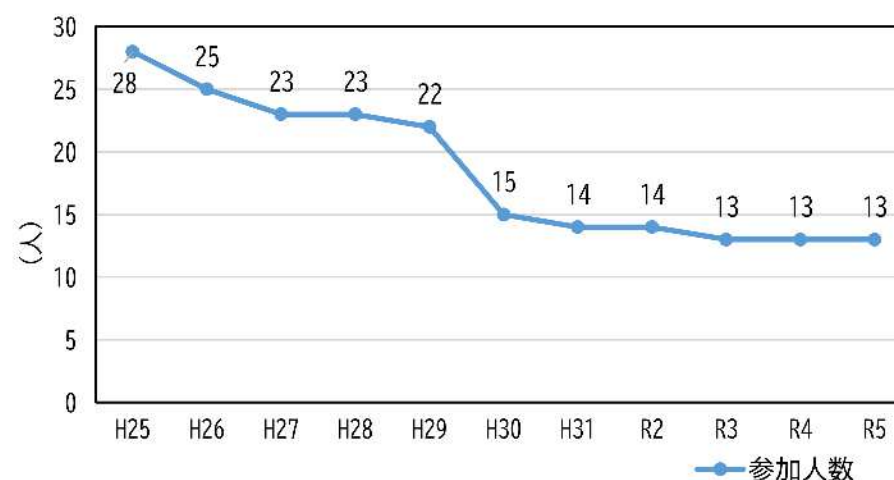


図 2-33 緑地管理ボランティア参加人数の推移

### (5) その他の取組実績

従前計画策定以降における(1)から(4)以外の主な取組は次のとおりです。なお、その他の取組実績は、従前計画の基本方針にもとづき整理しました。

#### 基本方針

##### 【支える】

- 「青梅の森事業計画」にもとづき青梅の森の保全活動を実施しました。また、令和5(2023)年3月「青梅の森事業計画」を改定し、保全・活用と整備・体制と連携を基本方針に保全活動を継続しています。
- 平成27(2015)年10月に多摩川沿い景観形成地区を指定し、景観形成計画・景観形成基準を策定しました。また、平成28(2016)年4月1日より景観形成基準にもとづき、地区内の建築行為等の届出制度を開始し、景観指導を行っています。

##### 【育む】

- 山林については、都と連携し、森林環境整備、多摩産材の利用拡大、有害鳥獣対策を実施しました。
- 農地では、生産緑地法の改正にもとづき特定生産緑地の指定、生産緑地地区の追加指定を実施しました。また、耕作放棄地等の担い手斡旋のため、農地パトロール、担い手マッチング等を実施しました。
- ウメ輪紋ウィルス対策の「梅の里再生計画」は、令和2(2020)年度に完了しましたが、継続して防除を進めています。

##### 【親しむ】

- 平成28(2016)年度に「公共建設物等における多摩産材利用推進方針」を策定し、以降この方針にもとづき多摩産材の利用を推進しています。
- 釜の淵エリア一帯では、令和5(2023)年度にサウンディング調査を実施し、NPO 法人と連携協定を締結するなど、民間活力による利活用を推進しています。

##### 【交わる】

- 史跡や公園においては、地域団体等によって維持・管理活動が実施されています。また、農地では援農ボランティアによる活動が行われています。
- 公園の施設更新では、地域のニーズに合わせた施設を導入しました。

##### 【彩る】

- 校庭の芝生の維持・管理では、児童による学年の枠を超えた管理、PTAの芝生管理ボランティアによる管理を実施しました。
- 駅前ロータリーをはじめとした各地域のコミュニティ花壇では、地域団体に花苗等を配布し、地域団体が花壇の維持・管理を実施しました。

## 6 従前計画の目標達成状況

### (1) みどりの確保

みどりの量の確保目標として、市域全体でのみどりの量の維持、市街化区域では緑化の推進等により、みどりの減少傾向に歯止めをかけるため、現状維持を目標としました。

令和5(2023)年のみどり率は、市域全体が79.6%、市街化区域が29.7%で、平成20(2008)年から減少しました。樹林と農地が減少しており、特に市街化区域での減少が大きくなっています。

表 2-1 みどりの確保量目標達成状況

| 目標指標       | 平成20年<br>現況値※1 | 目標値  | 令和5年<br>現況値※2 |
|------------|----------------|------|---------------|
| 市域全域のみどり率  | 80.3%          | 現状維持 | 79.6%         |
| 市街化区域のみどり率 | 31.0%          | 現状維持 | 29.7%         |

※1 平成20年みどり率データ

※2 令和5年みどり率データ

### (2) 公園などの充実

市内の公園緑地は適切な管理はもちろんのこと、多様な世代のニーズに対応した身近な公園として充足するよう適切に配置し、みどりの基盤を充実させることを目標としました。

従前計画の都市公園面積は、未供用の公園を含んだ計画面積としているため、従前計画策定後は新たに都市公園が計画されていないことから、令和5(2023)年の現況値は平成25(2013)年から変更はありません。市民一人当たりの都市公園面積は、人口が減少していることから、令和5(2023)年は10.5㎡/人でした。

表 2-2 都市公園等目標達成状況

| 目標指標               | 平成25年<br>現況値 | 目標値    | 令和5年<br>現況値 |
|--------------------|--------------|--------|-------------|
| 都市公園の面積            | 135.8ha      | 約138ha | 135.8ha     |
| 市民一人当たりの<br>都市公園面積 | 9.8㎡/人       | 10㎡/人  | 10.5㎡/人     |

## (3) 青梅の森にそまる

「青梅の森」は、特別緑地保全地区として、都内最大の面積が指定され、協働による森林の保全・活用の活動拠点となっています。そこで「青梅の森」の保全活動や自然体験を通して、みどりの質を高めることで、良好な自然環境を保つことを目指し、これらの活動に参加している人々や団体の数を増やすことを目標として設定しました。

青梅の森にそまっている人数（青梅の森で活動した人数）は、令和5（2023）年は92人で、目標数値には達成しなかったものの、平成25（2013）年の13人からは大きく増えました。また、団体数は平成25（2013）年の7団体から令和5（2023）年は6団体となっています。

表 2-3 青梅の森活動参加目標達成状況

| 目標指標                            | 平成25年<br>現況値 | 目標値   | 令和5年<br>現況値 |
|---------------------------------|--------------|-------|-------------|
| 青梅の森に<br>そまっている人数<br>（活動した人数）   | 13人          | 約300人 | 92人         |
| 青梅の森に<br>そまっている団体数<br>（活動する団体数） | 7団体          | 15団体  | 6団体         |

## (4) 魅力ある「みどり」で住みたいまちに

みどりのまちづくりを進めることで、人々が住みたくなる街の形成につながります。そこで、自然環境に恵まれた緑豊かなまちだから住み続けたいと思う市民が、より多くなることを目標として設定しました。

平成25（2013）年現況値は、市政総合世論調査において「青梅市に住み続けたいと思われる主な理由はなんですか（複数回答）」という設問に対して、「自然環境が良い」と回答した割合72.5%です。

令和5（2023）年現況値は、第7次青梅市総合長期計画策定にかかるアンケート調査において「現在の青梅市のイメージはどのようなものですか」という設問に対して、「美しい山や渓谷を有する自然豊かなまち」と回答した割合78.2%でした。

同じ設問ではないため単純な比較はできませんが、自然環境がよいと感じる市民が8割近くいることが分かりました。

表 2-4 自然環境により住みたい人の割合目標達成状況

| 目標指標                           | 平成25年<br>現況値※1 | 目標値 | 令和5年<br>現況値※2 |
|--------------------------------|----------------|-----|---------------|
| 自然環境がよいから<br>青梅市に住んで<br>いる人の割合 | 72.5%          | 80% | 78.2%         |

※1 第28回（平成23年）市政総合世論調査 今後も住み続けたいと思う理由（複数回答）

※2 第7次青梅市総合長期計画アンケート調査 現在の青梅市のイメージについて、美しい山や渓谷を有する自然豊かなまちと回答した人の割合

## 7 みどりのまちづくりの課題

「みどりを取り巻く社会情勢」や「みどりの現況」、「みどりのまちづくりに関する取組実績」などを踏まえて、みどりのまちづくりの課題を整理しました。

### (1) 本市の骨格となるみどりの課題

- みどりの骨格となる山地や丘陵地、河川、崖線樹林地などは、本市のシンボル、地域のアイデンティティであり、今後も継続した保全活動によって、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ必要があります。
- 山林は二酸化炭素吸収源であり、地球温暖化対策としても重要であるため、林業と連携した山地や丘陵地を保全する取組が必要です。
- 市内にある多くの河川を環境を保全するため、河川を活用する団体や事業者、流域関係者と連携し、河川の魅力向上に向けた取組の推進が必要です。
- 崖線樹林の保全を効果的に推進するため、優先的に保全すべき樹林地の検討と保全への取組が必要です。

### (2) 公園緑地に関する課題

- 公園に求められるニーズが多様化している中で、誰もが安心・安全・快適に過ごせる空間にするため、効果的・効率的な運営管理、公園機能の再編・強化、利用促進に向けた取組が必要です。
- 公園施設の更新や管理にかかる費用の縮減に向けて、**予防保全型**の施設管理、公園施設の機能再編の検討が必要です。
- 少子高齢化に対応するため、こどもが自由に遊べる環境づくり、子育て世代が住みたくなる環境づくり、高齢者が健康増進できる環境づくりなどにつながるよう、公園機能の見直しや魅力向上に努める必要があります。

- 公園の改修工事では、公園利用の促進と地域のにぎわいや魅力の向上につながるよう、地域特性や地域ニーズを反映する必要があります。
- 公園の新設整備では、今後の人口構成の変化も考慮した上で、適切な配置や整備内容の検討が必要です。
- 誰もが使いやすい公園にするため、公園の使い方や利用マナーについて、地域で話し合える仕組みづくりが必要です。
- 公園の魅力向上のため、公園の規模や特性に合わせて、行政による公園の維持・管理だけではなく、**指定管理者制度**や **Park-PFI** 等の民間活力による管理手法の導入検討が必要です。

### (3) 農地に関する課題

- 農地は農畜産物の生産の場のほか、多面的機能があり、都市に必要なみどりとして保全に努める必要があります。
- 農業の活性化のため、学校給食等への活用など、農畜産物の**地産地消**による利用促進が必要です。
- 市民が農業への理解を促進するため、市民農園や**体験型農園**の他、野菜直売会や農業体験等のイベントを通じて、生産者と都市住民が交流する機会を多数設け、農業への市民の関心を高める必要があります。

### (4) みどりのある環境に関する課題

- 自然環境やみどりとのふれあいは、Well-being の向上に寄与することから、こどもたちの健全な成長、市民・通勤者・通学者の心身の健康・充実のため、さまざまなみどりとふれあうことができる環境づくりが重要です。
- 公園だけではなく、民有地のみどりの利活用が推進されており、効果的・効率的に緑地等の整備を推進するため、民有緑地の市民緑地等の導入を検討する必要があります。

- 快適な環境づくりには、街路樹、公共施設や民有地の樹木の適正な管理とともに、落葉等の維持管理に関する地域住民の理解など、地域のみどりを保全する意識や理解を深める取組が必要です。
- みどりのリサイクルを推進するため、民有地から発生した落葉や剪定枝も含めて、堆肥化やチップ化等の資源循環の取組が必要です。

#### (5) 生物多様性に関する課題

- 生物多様性を保全するため、山地の適正管理や林業振興、多摩産材の利活用を推進し、生き物の生息・生育環境となる山林の健全な管理が必要です。
- 里山は人が管理することで維持されてきた環境であり、里山の自然環境の適正な管理が必要です。
- 広域的なエコロジカルネットワークを形成する河川については、生物多様性を確保するため自然環境の保全とともに、水辺レクリエーション利用のマナーの徹底が必要です。
- 山地・丘陵地・河川等の拠点となるみどりをつなぐため、まちなかの公園、樹林地、農地、街路樹等によるエコロジカルネットワークの形成が必要です。
- シカやイノシシ、外来種であるハクビシンやアライグマによる農林業被害、生活環境への野生生物の出没への対策が必要です。

#### (6) 共創に関する課題

- みどりのまちづくりに関する市民意識の向上や理解の醸成のため、情報提供、イベント開催等が必要です。
- 環境学習や体験イベントを通じて、ボランティア活動の楽しさややりがいを知っていただき、ボランティア講座の受講やボランティア活動への参加につなげられるような仕組みづくりが必要です。
- 気軽に参加できるボランティア活動事例等を調査・研究し、参加しや

すいボランティア活動を増やしていくことも重要です。

- ボランティア団体が継続して活動できるよう、ボランティア団体の活性化に関する検討が必要です。

## 8 計画改定の視点

「みどりのまちづくりの課題」や「みどりを取り巻く社会情勢」などを踏まえ、みどりの基本計画の改定の視点を整理しました。

### (1) グリーンインフラの取組

人口減少社会を迎え、まちづくりには、安全・安心に暮らせる環境づくりや Well-being の向上が求められています。そのような中で、みどりのまちづくりにおいても、緑地確保と緑化推進の視点から、みどりの多面的機能を社会課題解決に活用していく視点に移行しています。

本計画においても、みどりを「まもる」といった緑地の確保だけでなく、「育てる」、「活かす」視点も重視し、みどりの多機能性を発揮できるよう、グリーンインフラの取組を推進します。

### (2) 生物多様性への配慮

国は、2023 年（令和 5）年に生物多様性国家戦略を改定し、「2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現する」を短期目標としており、本市においても「青梅市生物多様性地域戦略」にもとづき、生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めています。

自然環境の保全とエコロジカルネットワーク構築の取組を行う一方で、シカやイノシシのほか、アライグマやハクビシン等の外来生物等による農林業への被害、市街地へのクマの出没等が発生しており、生態系バランスが崩れることによる影響が身近な問題となっています。

本計画においてはこのような状況を踏まえて、生物多様性確保の視点は従前計画から継承し、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目指すとともに、有害鳥獣への対策を含めた健全な生態系確保に向けた取組を推進します。

### (3) みどりのまちづくりの魅力向上に向けたパークマネジメント

公園緑地に関する市民の関心度は高く、公園があらゆる世代の多くの人に利活用され、にぎわいが生まれることで、地域の活性化につなげていくという視点が必要です。

従前計画の重点プロジェクトのひとつとして「公園などの若返り作戦」がありました。本計画では、さらに公園の持つポテンシャルが発揮できるよう、多様な利活用ニーズに対応し、公園の楽しみ方を広げられる視点で、パークマネジメントの取組を推進します。

### (4) 協働・共創によるまちとみどりの活性化

平成 11（1999）年に策定した青梅市緑の基本計画から、方針の 1 つとして「市民参加・協力による緑づくり」が掲げられており、以来、協働によるみどりの保全とみどりづくりに取り組んでいます。

第 7 次青梅市総合長期計画では「多様な主体による協働・共創の推進」として”共創”のまちづくりを推進しています。”共創”とは、市民、地域団体、民間事業者、関係機関等が連携して、さまざまな地域の課題を解決し、新たな技術や価値を創り出していくことです。

本計画においても、共創を推進するために、多くの市民や事業者がみどりのまちづくりを理解し、活動に参加することが必要です。

さまざまな主体が協力・連携し、みどりのまちづくりの魅力につながる価値を創出するため、協働・共創によるネットワークづくりと連携体制を充実します。